【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成27年11月12日

【四半期会計期間】 第85期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)

【会社名】東京計器株式会社【英訳名】TOKYO KEIKI INC.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 脇 憲一

【本店の所在の場所】 東京都大田区南蒲田2丁目16番46号

【電話番号】 03 (3732) 2111 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役法務担当兼情報担当兼管理部長 土屋 誠

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区南蒲田2丁目16番46号

【電話番号】 03(3732)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部経理部長 鹿島 孝弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第84期 第 2 四半期 連結累計期間	第85期 第 2 四半期 連結累計期間	第84期
会計期間		自平成26年4月1日 至平成26年9月30日	自平成27年4月1日 至平成27年9月30日	自平成26年4月1日 至平成27年3月31日
売上高	(百万円)	18,843	20,621	43,371
経常利益	(百万円)	676	677	3,132
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益	(百万円)	403	403	2,311
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	696	56	3,545
純資産額	(百万円)	24,468	26,916	27,332
総資産額	(百万円)	48,690	50,396	51,435
1株当たり四半期(当期)純利 益金額	(円)	4.81	4.83	27.64
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額	(円)	-	ı	-
自己資本比率	(%)	49.70	52.76	52.53
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,488	1,466	2,568
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	382	1,002	1,088
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	930	925	501
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高	(百万円)	9,739	10,125	10,579

回次		第84期 第 2 四半期 連結会計期間	第85期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自平成26年7月1日 至平成26年9月30日	自平成27年7月1日 至平成27年9月30日
1 株当たり四半期純利益金額	(円)	6.43	4.33

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
 - 3.潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 4.「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ (当社及び連結子会社)が判断したものであります。

なお、第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日) 等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、円安による海外での収益嵩上げや原油安によるコスト低減により企業収益は好調となり、景気は緩やかな回復基調が続いてきたものの、中国経済の減速等を背景とした輸出の伸び悩みに加え、国内在庫調整の長期化等を受け設備投資も横ばいで推移したことなどから、7月以降の景気は足踏みの状況となりました。

このような状況の下、当社グループの当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、船舶港湾機器事業は、海外市場において中国、韓国の造船所の新規受注が減少したものの、ドル高円安により輸出が堅調だったことなどから、受注は前年同期並みとなりましたが、売上は前年同期を上回りました。油空圧機器事業は、国内外の需要の増加を背景に工作機械市場、建設機械市場がいずれも好調だったものの、プラスチック加工機械市場、海外市場が低調であったことから、受注、売上ともに前年同期を下回りました。流体機器事業は、受注、売上ともに前年同期並みでした。防衛・通信機器事業は、官需市場がレーダー警戒装置の開発受注や海上交通機器の納入等により好調であったことから、受注、売上ともに前年同期を大きく上回りました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は、前年同期比1,778百万円(9.4%)増の20,621百万円、営業利益は前年同期比44百万円(8.2%)増の583百万円、経常利益は前年同期比1百万円(0.2%)増の677百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は前年同期並みの403百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

[船舶港湾機器事業]

当事業の商船市場では、国内造船所の手持ち工事量増加等により、受注は前年同期を上回り、売上は前年同期並みとなりました。

内航船市場では、老齢船の代替建造は依然として低迷しているものの、搭載機器の一括受注増などにより、受注 は前年同期を下回りましたが、売上は前年同期を上回りました。

海外市場では、韓国及び中国の造船所の新規建造船受注が減少したことに加えて、中国の造船所ではキャンセルや納期延期が増加したものの、ドル高円安が進んだことや、アジア向けの輸出が堅調であったことなどから、受注は前年同期を大きく下回りましたが、売上は前年同期を上回りました。

船舶関連機器の保守サービスは、修理工事及び部品販売が共に順調に推移したことから、受注、売上ともに前年 同期を上回りました。

この結果、当事業全体として売上高は4,922百万円と前年同期比182百万円(3.8%)の増加、営業利益は440百万円と前年同期比159百万円(56.4%)の増加となりました。

[油空圧機器事業]

当事業のプラスチック加工機械市場では、自動車関連設備の需要が減少したことなどから、受注、売上ともに前年同期を下回りました。

工作機械市場では、国内及び北米向け需要が一般機械を中心に好調であったことから、受注、売上ともに前年同期を上回りました。

建設機械市場では、北米向け需要及び国内向け復興需要が増加したことから、受注、売上ともに前年同期を上回 いました。

海外市場では、中国、台湾、韓国向け成形機の需要が低調だったことから、受注、売上ともに前年同期を下回りました。

油圧応用装置は、移動式水素ステーション用水素圧縮装置が順調であったものの、一般産業機械用機器及びバルクキャリア船用ハッチカバー開閉装置が低調であったことから、受注、売上ともに前年同期を下回りました。

この結果、当事業全体として売上高は6,028百万円と前年同期比396百万円(6.2%)の減少、営業損失は113百万円(前年同期379百万円の営業利益)となりました。

[流体機器事業]

当事業の官需市場では、受注は前年同期を上回りましたが、第2四半期までに予定していた案件の第3四半期以降への繰り延べがあったことなどから、売上は前年同期を下回りました。

民需市場では、受注は前年同期を下回りましたが、売上は前年同期を上回りました。

海外市場では、韓国向け流量計の需要が順調に推移したことから、受注、売上ともに前年同期を上回りました。この結果、当事業全体として売上高は502百万円と前年同期比20百万円(3.9%)の減少、営業損失は316百万円(前年同期260百万円の営業損失)となりました。

〔防衛・通信機器事業〕

当事業の官需市場では、新たにF-15主力戦闘機用レーダー警戒装置J/APR-4の開発、T-4練習機用大気諸元計算機 J/ASK-1Aの開発及び改修があったことなどから、受注は前年同期を大きく上回り、護衛艦用搭載機器及びC-2新型輸送機用自己防御機器の納入の他、本牧VTS及び新型半導体レーダーなどの海上交通機器が増加したことなどから、売上も前年同期を大きく上回りました。

センサー機器市場では、受注は前年同期並みとなりましたが、トンネル掘削マシン用姿勢方位検出装置TMG-12F及びTMG-32B、無人機用運動計測システムが引き続き好調であったことから、売上は前年同期を上回りました。

通信機器市場では、前期に受注した準天頂衛星基地局関連機器の出荷があったものの、前年同期にあった宇宙関連機器での大型案件がなかったことに加え、地上デジタル放送関連機器が低調であったことや、移動体衛星通信用及び中継へリコプター用アンテナスタビライザーの数量減等から、受注、売上ともに前年同期を下回りました。

この結果、当事業全体として売上高は7,333百万円と前年同期比1,619百万円(28.3%)の増加、営業利益は361百万円(前年同期営業利益46百万円)と大幅な増加となりました。

〔その他の事業〕

検査機器事業は、国内グラビア印刷市場では円安によるフィルム、インクなどの原材料費高の影響を受け設備投資が低迷したものの、海外市場では既存客先からのリピートオーダーが増加したことなどから、受注は前年同期並みとなり、前期からの繰り延べ案件があったことに加え大型案件があったことなどから、売上は前年同期を上回りました。

防災機器事業は、立体駐車場の需要は順調に推移したものの、「ガス系消火設備の容器弁の安全性に係る点検」が消防庁告示で期限が延びたことにより対象物件の点検が停滞し、また、前年同期にあった大型改修物件がなかったことから、受注、売上ともに前年同期を下回りました。

鉄道機器事業は、JR北海道向け探傷車、除雪車輛用データ・デポシステム、探傷器PRD-300等の販売が好調であったものの、前年同期にあった大型物件の反動減から、受注は前年同期を下回り、前期から繰り延べとなったJR 西日本の探傷車を納入したことから、売上は前年同期を大きく上回りました。

この結果、当事業全体として売上高は1,835百万円と前年同期比394百万円(27.3%)の増加、営業利益は240百万円と前年同期比131百万円(120.4%)の増加となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は10,125百万円と前期比386百万円(4.0%)増加しました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は1,466百万円(前期は1,488百万円の獲得)となりました。その主な収入要因は、 税金等調整前四半期純利益655百万円、売上債権の減少1,525百万円及び減価償却費435百万円、支出要因は、たな 卸資産の増加1,099百万円及び退職給付に係る負債の減少104百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は1,002百万円(前期は382百万円の使用)となりました。その主な要因は、固定資産の取得による支出932百万円及び投資有価証券の取得による支出104百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は925百万円(前期は930百万円の使用)となりました。その主な要因は、長期借入金の返済による支出412百万円及び配当金の支払376百万円によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。 株式会社の支配に関する基本方針については、次のとおりであります。

当社グループは、計測・認識・制御という働きを最先端技術で商品化し、これをお客様に提供することを通じて社会に貢献していくことを経営理念として掲げ、顧客満足のための指針はもとより環境保護や法令遵守といった7つの行動指針 創意工夫と弛まぬ努力で最高の技術と商品の開発を目指します。 市場のニーズを先取りした新商品・新事業の創出に努めます。 安全で安心できる商品・サービスを提供し、お客様の信頼に応えます。 自己を研鑚し、それぞれの分野での第一人者を目指します。 法令等を遵守し、社会人として誠実で良識ある行動に努めます。 美しい自然を守り、貴重な資源を大切にします。 会社の方針を共有し、情熱と使命感を持って目標達成に注力します。 のもと従業員が日々研鑚しています。当社グループは、企業価値向上のための諸施策の実施及び企業価値向上の実現は、これらを実践する従業員の高いモラルと実行力が最も重要な要因と認識しています。すなわち、経営者と従業員が目標を共有化し、ともに経営理念や行動指針を具体的な形として事業に反映させていくことが当社グループの企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益の維持・向上に繋がるものと認識しています。

しかしながら、当社に対してこのような認識とは異なる者から買収提案が行われた場合には、これを受け入れるか否かは株主の皆様が判断すべきですから、このような判断の機会を確保し、更には当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報と相当な検討期間を確保し、買収提案者との交渉を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を低下させる買収を抑止することを目的として、当社は平成19年5月10日に開催された取締役会において、買収提案者が具体的買付行為を行う前に取るべき手続を明確かつ具体的に示した「大規模買付ルール」(買収防衛策)(以下、「本ルール」といいます。)を決議し、平成19年6月28日に開催の第76回定時株主総会に提出、承認されました。また、その後の買収防衛策を巡る種々の動向や企業買収に係る裁判例及び法令改正を踏まえ、平成25年4月26日の当社取締役会において、本ルールの継続を決議し、平成25年6月27日に開催の第82回定時株主総会に本ルールの継続を提案し、承認されました。

本ルールの概要

ア.本ルールの発動にかかる手続の設定

本ルールは、当社の発行する株券等に対する20%以上の買付けもしくは20%以上となる買付けを行おうとする行為又はその提案(以下、「大規模買付行為」といいます。)に対し、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為等についての分析・検討を行う時間を確保したうえで、株主の皆様に当社グループの中期経営計画や代替案等を提示したり、大規模買付者等との交渉等を行っていくための手続、更には大規模買付者に対する対抗措置発動の可否を株主総会に諮る、あるいは取締役会が対抗措置の発動を決議するなどにいたる手続を定めています。

イ.取締役会の恣意的判断を排除するための特別委員会の利用

本ルールにおいては、原則として具体的な対抗措置の実施、不実施の判断について当社取締役会の恣意的 判断を排除するため、特別委員会規程に従い、当社と全く関係のない大学教授、弁護士、公認会計士等の有 識者から構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明 性・公正性を確保することとしています。なお、特別委員会は以下の委員により構成されています。

<特別委員会委員>

中東 正文(名古屋大学大学院法学研究科教授)

髙山 崇彦(TMI総合法律事務所パートナー弁護士)

松﨑信(公認会計士、荏原実業株式会社監査役)

本ルールの合理性

ア.買収防衛策に関する指針及び東京証券取引所の規則の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」における買収防衛策の導入に係る遵守事項を完全に充足しています。

イ.株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本ルールは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、当社取締役会の代替案を含め買収提案者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保することによって株主の皆様が適切なご判断を行うことができるようにすること及び株主の皆様のために買収提案者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものです。

ウ.株主意思を重視するものであること

本ルールは、第76回定時株主総会(平成19年6月28日)において、その導入のご承認をいただいた後、第82回定時株主総会(平成25年6月27日)において、その継続のご承認をいただいております。

そして、本ルールの有効期限の満了に伴い、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をもってその継続の可否が決定することから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本ルールの継続の決定後、本ルールの有効期間中であっても、当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールはその時点で廃止されますので、いつでも株主総会にご提案いただいて本ルールを廃止することができます。

エ.独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールにおける対抗措置の発動等に際しては、当社から独立した社外者のみで構成される特別委員会へ 諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、特別委員会によって、当社取締役会 の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断(勧告)の概要については、株主の皆様へ情報 開示されることとされており、本ルールの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

オ.合理的な客観的発動要件の設定

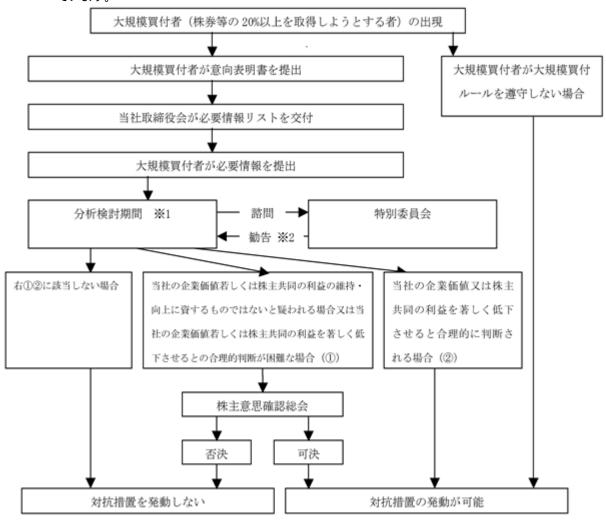
本ルールは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件、すなわち、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合に該当しなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

カ.デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、上記(ウ)のとおり、株主総会決議によりいつでも廃止することができ、また、取締役会が 大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収には該当しない と判断した場合には本ルールを適用しないこととできるため、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株 主総会で、本ルールを廃止したり、取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会の決議をする こと等により、本ルールの発動を阻止することが可能です。従って、本ルールは、デッドハンド型買収防衛 策ではありません。また、当社の取締役任期は1年とされており、かつ、解任要件を加重していませんの で、本ルールは、スローハンド型買収防衛策でもありません。

<大規模買付ルールについてのフローチャート>

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されています。



- 1 分析検討期間は原則として、60営業日以内としますが、当社取締役会は必要がある場合には、30営業日を上限として延長します。
- 2 特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なの で最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、 対抗措置の発動に関して決議を行います。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,128百万円であります。 なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類 発行可能株式総数(株)	
普通株式	250,000,000
計	250,000,000

【発行済株式】

種類	第 2 四半期会計期間末現在発行数(株) (平成27年 9 月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	85,382,196	85,382,196	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 1,000株
計	85,382,196	85,382,196		

(2)【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成27年7月1日~		05 202 406		7 240		
平成27年9月30日		85,382,196		7,218		

(6)【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(注)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	5,945	6.96
東京計器協力会	東京都大田区南蒲田 2 丁目16番46号	4,701	5.51
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	4,164	4.88
東京計器従業員持株会	東京都大田区南蒲田 2 丁目16番46号	2,948	3.45
東京計器取引先持株会	東京都大田区南蒲田 2 丁目16番46号	2,770	3.24
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	2,351	2.75
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	2,329	2.73
三菱UF J信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	2,117	2.48
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都渋谷区恵比寿 1 丁目28番 1 号 (東京都港区浜松町 2 丁目11番 3 号)	1,894	2.22
株式会社KODENホールディン グス	東京都大田区多摩川 2 丁目13番24号	1,800	2.11
計	-	31,019	36.33

(注)1.上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 5,945 千株

2.上記のほか、自己株式を2,082千株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,082,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 82,996,000	82,996	-
単元未満株式	普通株式 304,196	-	-
発行済株式総数	85,382,196	-	-
総株主の議決権	-	82,996	-

【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 東京計器株式会社	東京都大田区南蒲田 2 丁目16番46号	2,082,000	-	2,082,000	2.44
計	-	2,082,000	-	2,082,000	2.44

⁽注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。なお、当該株式数は上記 「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,592	10,139
受取手形及び売掛金	14,770	14,164
電子記録債権	1,929	1,011
商品及び製品	1,668	1,504
仕掛品	5,446	6,490
原材料及び貯蔵品	4,660	4,880
その他	1,366	1,153
貸倒引当金	2	2
流動資産合計	40,430	39,341
固定資産		
有形固定資産	6,150	6,526
無形固定資産		
その他	59	26
無形固定資産合計	59	26
投資その他の資産		
その他	4,850	4,578
貸倒引当金	54	74
投資その他の資産合計	4,796	4,504
固定資産合計	11,006	11,055
資産合計	51,435	50,396
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,999	6,040
短期借入金	8,758	8,759
賞与引当金	1,040	1,078
その他	2,419	2,284
流動負債合計	18,217	18,162
固定負債		
長期借入金	4,195	3,782
役員退職慰労引当金	253	235
資産除去債務	792	788
退職給付に係る負債	401	423
その他	246	90
固定負債合計	5,886	5,318
負債合計	24,103	23,480

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,218	7,218
資本剰余金	14	14
利益剰余金	17,965	17,991
自己株式	280	365
株主資本合計	24,916	24,858
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,208	906
為替換算調整勘定	136	145
退職給付に係る調整累計額	760	682
その他の包括利益累計額合計	2,105	1,732
非支配株主持分	312	326
純資産合計	27,332	26,916
負債純資産合計	51,435	50,396

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)
	18,843	20,621
売上原価	13,884	15,495
売上総利益	4,960	5,126
販売費及び一般管理費	4,421	4,543
営業利益	539	583
営業外収益		
受取利息	3	6
受取配当金	41	42
生命保険配当金	37	38
持分法による投資利益	62	61
為替差益	12	-
その他	42	37
営業外収益合計	197	185
営業外費用		
支払利息	46	45
為替差損	-	13
貸倒引当金繰入額	-	20
その他	13	12
営業外費用合計	59	90
経常利益	676	677
特別損失		
固定資産除売却損	6	6
投資有価証券評価損	-	3
減損損失		13
特別損失合計	6	22
税金等調整前四半期純利益	670	655
法人税等	271	227
四半期純利益	398	429
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主 に帰属する四半期純損失()	4	26
親会社株主に帰属する四半期純利益	403	403

【四半期連結包括利益計算書】 【第2四半期連結累計期間】

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
四半期純利益	398	429
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	339	302
為替換算調整勘定	8	7
退職給付に係る調整額	32	78
持分法適用会社に対する持分相当額	2	1
その他の包括利益合計	297	373
四半期包括利益	696	56
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	700	30
非支配株主に係る四半期包括利益	4	26

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	670	655
減価償却費	416	435
減損損失	-	13
差入保証金償却額	6	6
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	20
賞与引当金の増減額(は減少)	5	38
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	64	18
受取利息及び受取配当金	44	48
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	520	104
支払利息	46	45
持分法による投資損益(は益)	62	61
投資有価証券評価損益(は益)	-	3
固定資産除売却損益(は益)	6	6
売上債権の増減額(は増加)	4,361	1,525
たな卸資産の増減額(は増加)	2,470	1,099
仕入債務の増減額(は減少)	509	40
その他の資産の増減額(は増加)	195	95
その他の負債の増減額(は減少)	259	101
その他	7	6
小計	2,400	1,454
利息及び配当金の受取額	47	50
利息の支払額	54	51
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	905	13
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,488	1,466
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	3	104
投資有価証券の売却による収入	0	0
固定資産の取得による支出	413	932
固定資産の売却による収入	0	29
貸付金の回収による収入	1	-
敷金及び保証金の差入による支出	2	0
敷金及び保証金の回収による収入	3	7
その他	32	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	382	1,002

		()
	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	750	-
長期借入金の返済による支出	1,162	412
リース債務の返済による支出	40	41
自己株式の取得による支出	85	84
配当金の支払額	378	376
非支配株主への配当金の支払額	16	12
財務活動によるキャッシュ・フロー	930	925
現金及び現金同等物に係る換算差額	12	6
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	165	454
現金及び現金同等物の期首残高	9,574	10,579
現金及び現金同等物の四半期末残高	9,739	10,125

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計 適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
給与・賃金手当	1,154百万円	1,200百万円
賞与引当金繰入額	358	382
役員退職慰労引当金繰入額	23	21
退職給付費用	96	72
研究開発費	1,052	1,076

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)		
	9,739百万円	10,139百万円		
預入期間が3か月を超える定期預金	-	14		
現金及び現金同等物	9,739	10,125		

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年 6 月27日 定時株主総会	普通株式	378	4.5	平成26年 3 月31日	平成26年 6 月30日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

配当金支払額

(決議)	 株式の種類 	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	376	4.5	平成27年3月31日	平成27年 6 月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

報告セグメント						その他の		調整額	四半期連結 損益計算書
	船舶港湾 機器事業	油空圧 機器事業	流体 機器事業	防衛・通信 機器事業	計	事業 (注)1	合計	神聖領 (注)2	計上額 (注)3
売上高									
外部顧客への 売上高	4,740	6,425	522	5,714	17,402	1,441	18,843	1	18,843
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	61	99	2	22	183	556	739	739	-
計	4,801	6,524	524	5,736	17,585	1,997	19,582	739	18,843
セグメント利益 又はセグメント 損失()	281	379	260	46	446	109	555	16	539

- (注) 1. 「その他の事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、検査機器事業、 鉄道機器事業、防災機器事業、情報処理業、総合リース業、ファクタリング業、荷造・梱包業、保険 代理業などが含まれております。
 - 2.セグメント利益の調整額 16百万円には、セグメント間取引消去 18百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益1百万円及び全社費用1百万円が含まれております。全社収益は、主に報告セグメントに帰属しない当社における研究開発活動に係る売上高であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。
 - 3.セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

報告セグメント						 その他の		調整額	四半期連結 損益計算書
	船舶港湾 機器事業	油空圧 機器事業	流体 機器事業	防衛・通信 機器事業	計	事業 (注)1	合計	(注)2	計上額 (注)3
売上高									
外部顧客への 売上高	4,922	6,028	502	7,333	18,786	1,835	20,620	1	20,621
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	87	106	3	31	226	537	764	764	-
計	5,009	6,134	505	7,364	19,012	2,372	21,384	763	20,621
セグメント利益 又はセグメント 損失()	440	113	316	361	372	240	611	29	583

- (注) 1.「その他の事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、検査機器事業、 鉄道機器事業、防災機器事業、情報処理業、総合リース業、ファクタリング業、荷造・梱包業、保険 代理業などが含まれております。
 - 2.セグメント利益の調整額 29百万円には、セグメント間取引消去 23百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益1百万円及び全社費用 6百万円が含まれております。全社収益は、主に報告セグメントに帰属しない当社における研究開発活動に係る売上高であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。
 - 3.セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	4円81銭	4円83銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	403	403
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益金額(百万円)	403	403
普通株式の期中平均株式数(千株)	83,659	83,350

⁽注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 東京計器株式会社(E02266) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月5日

東京計器株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平	野	洋	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤	本	貴 子	ED

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京計器株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する 結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠し て四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京計器株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。